

平成29年第3回（9月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市自殺予防対策推進計画について

上越市自殺予防対策推進計画の策定について 1～2

上越市自殺予防対策推進計画の策定について

所管委員会	厚生常任委員会
提出課	健康づくり推進課

1 計画策定の背景

(1) 国及び県の動向など

国は、自殺者数が毎年 3 万人を超える深刻な状況を受けて、自殺対策を強化するため平成 18 年に「自殺対策基本法」を制定した。さらに平成 28 年には同法が改正され、都道府県及び市町村に自殺対策の計画策定が義務付けられるとともに（第 13 条^{※1}）、地域の実情に合った自殺対策が求められることとなり、新潟県では、平成 29 年 3 月に「新潟県自殺対策計画」を策定した。

また、平成 29 年 7 月 25 日に閣議決定された「新たな自殺総合対策大綱」では、平成 27 年の自殺死亡率 18.5 を 30%以上減少させ 13.0 以下まで低下させる目標を掲げている。

これらの動向を踏まえ、当市においても自殺予防対策の計画を策定し、実情に則した施策を推進するもの。

※1 自殺対策基本法 第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（「都道府県自殺対策計画」）を定めるものとする。

2 市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（「市町村自殺対策計画」）を定めるものとする。

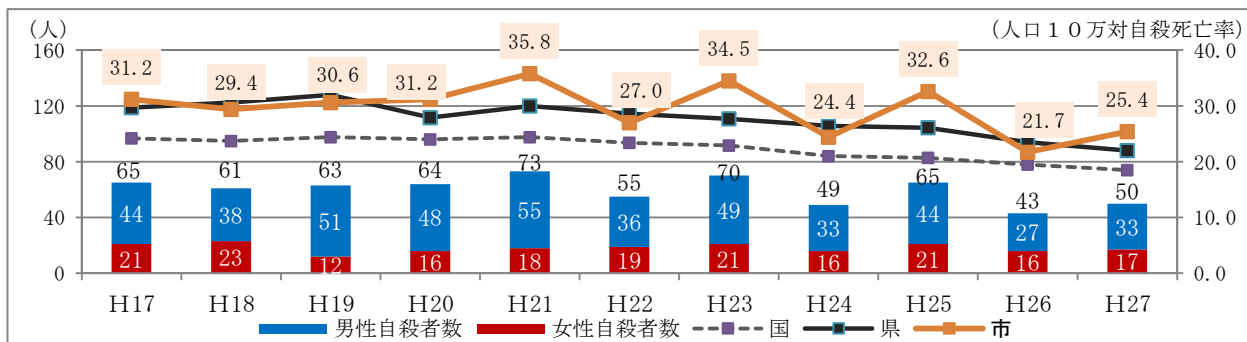
- 自殺対策基本法の趣旨：「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指した社会的な要因への制度改革などのアプローチ
- 自殺総合対策大綱の趣旨：地域レベルの実践的な取組の更なる推進を目指す

(2) 上越市における状況

平成 17 年に比べ自殺死亡率は低下傾向にあるものの、年間の自殺者数は約 50 人で推移

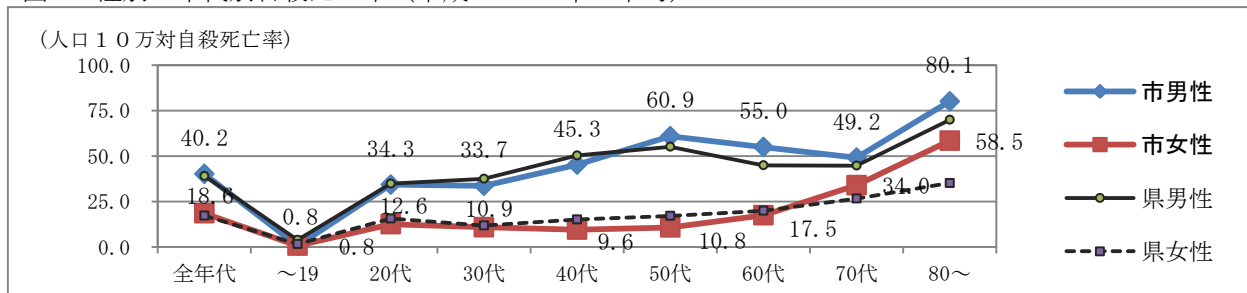
- ①男女ともに 70 歳以上の自殺死亡率が高い。
- ②男性の 40～60 歳代の自殺死亡率が高い。
- ③男性の自殺者数が女性より多い。
- ④男女ともに複合世帯に自殺者が多い。

図 1 自殺者数・自殺死亡率の経年推移



出典：人口動態統計

図 2 性別・年代別自殺死亡率（平成 21～27 年の平均）



出典：自殺総合対策推進センター

2 当市における取組の状況と課題

【取組の状況】

当市の自殺死亡率が国・県に比べて高いという認識の下、平成 25 年度に地域における自殺の実態や自殺に対する住民の認識等について、新潟県とともに実態把握を行った。

その結果を踏まえ、平成 26 年度から包括的な自殺予防対策となる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりに向けた取組を開始した。関係機関との連携を図り、各地区の実態に沿った自殺予防対策を市民との協働で取り組むとともに、市内 28 地域自治区を基本に、全 30 地区において平成 30 年度までに支援体制の整備を進めることとしている。

具体的な内容	
(1) 上越市自殺予防対策 関係機関連携会議	参集機関：法曹関係者、医療・保健・福祉団体、警察・消防機関、関係行政機関、市関係課（28 機関） 概要：行政を始め、自殺予防対策の関係機関の意識を高め、連携を図ることを目的として平成 26 年度に設置。当市の自殺の現状と各相談機関の役割を確認するとともに、課題と対応策を協議している。（年 2 回の会議を開催） 平成 29 年度、計画策定に向け専門部会を設置した。
(2) 自殺予防研修会	1) 平成 26 年度から 19 地区で実施 2) 平成 28 年度から、高齢者の自殺予防に向け、ケアマネジャー等を対象に実施
(3) 「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり	平成 26 年度から平成 28 年度までに、13 地区で体制づくりを実施
(4) 既遂及び未遂事例検討会や自死 ^{※2} 遺族支援	自死遺族の会開催を支援（年 6 回）

※2 「自殺」「自死」の定義や用法については、様々な見解がある。当市の計画においては、遺族等に関する場合は「自死」、事案を表す場合は「自殺」と表記し、状況に応じて用語を使い分けるものとする。

【課題】

- (1) 自殺ハイリスク者^{※3}に対する関係機関の更なる連携の強化
- (2) 関係機関における自殺リスクの評価及び対応に向けた相談対応者の資質向上
- (3) 自殺は社会問題であり、自殺危機が誰にでも起こり得るという認識が不十分

※3 自殺未遂者、自殺企図のある人、自死遺族、精神疾患および発達障害のある人など。

3 計画策定に向けた上越市自殺予防対策連携会議 専門部会の設置について

自殺予防対策の基本方針及び具体的な取組と計画策定に向けた協議、検討を進めるため、専門部会を設置する。

- (1) 委員構成
 - ・学識経験者、法曹関係者、医療関係団体、保健・福祉団体、公募市民、関係行政機関、関係市職員から 15 人
- (2) 第 1 回会議における協議内容（平成 29 年 8 月 22 日開催）
 - ・上越市の自殺者の実態と取組状況、課題等について
 - ・「自殺総合対策大綱」の確認及び、計画策定における基本方針について

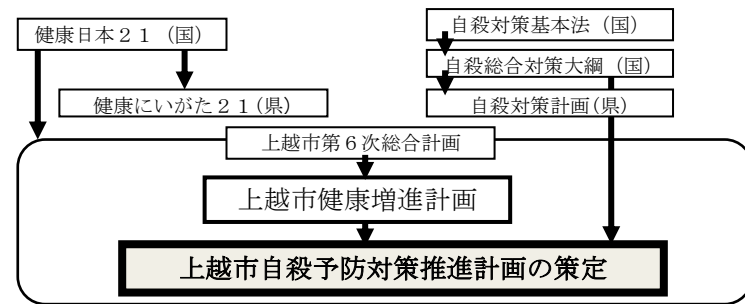
4 策定する計画の概要

【目的】

自殺総合対策大綱の基本理念となる「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、当市の実態に沿った自殺予防対策を総合的かつ計画的に推進するため、上越市自殺予防対策推進計画を策定する。

【計画の位置付け】

本計画は、上越市健康増進計画における「休養・こころの健康」の領域別計画に位置付ける。



※自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱、そして新潟県の自殺対策計画を受けて、当市の実態に即した計画を策定する。

【計画期間】

「上越市健康増進計画」の見直しとの整合を図るため、平成30年度から34年度までの5年間とする。

【計画の構成（案）】

- (1) 当市の自殺の現状
- (2) 自殺予防対策の基本方針
 - ・自殺ハイリスク者の状況に応じた対策を効果的に連動する。
 - ・生きることの包括的な支援を推進する。
 - ・ライフステージ別の課題に応じた支援を推進する。
- (3) 計画の目標
- (4) 自殺予防対策の具体的な取組
- (5) 推進体制と計画のモニタリング

【自殺予防対策の具体的な取組（案）】

現段階における、基本方針とそれに対する取組の視点及び取組内容の素案は以下のとおりであり、今後、専門部会で検討し、新たな取組の追加、修正等を行っていく。

(1) 自殺ハイリスク者の状況に応じた効果的な取組

対象	取組の視点	取組内容
精神疾患	疾患の早期発見、早期治療に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の有機的な連携体制の構築 ・医療受診につながるための相談支援等 ・既遂及び未遂事例検討会
自殺未遂者	医療機関、相談機関との連携による自殺の再企図の予防	
自死遺族	自死による影響を受ける遺族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自主グループへの支援 ・自死遺族への支援

(2) 生きることの包括的な支援への取組

対象	取組の視点	取組内容
市民全体	相談窓口等の周知と、相談対応者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関で実施している窓口等の周知 ・相談機関等における自殺リスクの評価と対応研修 ・相談対応者の心のケア
	地域でのゲートキーパーの役割を担う人の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関職員、民生委員等への自殺予防研修会 ・地域の実態に合わせた「気づき・傾聴・つながり・見守る」体制づくり活動の継続実施
	様々な分野の相談機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関の有機的な連携体制の構築

(3) ライフステージ別の課題に応じた取組

対象	取組の視点	取組内容
妊産婦	産後うつ等の予防等を目的とした適切な相談・早期治療への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付時の妊婦面談、新生児訪問、医療機関との連携等による対象者の把握と早期介入支援
小児期・青年期	進学、就職などにより新たな人間関係の構築等の場面で起こる、精神的不安定さへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー、子どもホットライン等の相談対応 ・命を大切にすることを育む教育 ・若者ホットライン等の相談対応
壮年期・中年期	労働環境、親の介護などストレスに対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用主、管理監督者向けのメンタルヘルス研修 ・ハイリスク者へのスクリーニング
高齢期	要介護状態、配偶者との死別などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員を対象とした自殺予防研修 ・地域での高齢者を対象とした健康講座等
世代共通	精神・身体面の健康問題への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応、啓発活動

5 今後のスケジュール

年月	会議等
平成29年 9月	所管事務調査
9月	上越市自殺予防対策連携会議（ライフステージ毎に内容を協議）
10月	第2回専門部会（計画の素案について協議）
12月	所管事務調査、パブリックコメント
平成30年 1月	市民説明会
2月	第3回専門部会（パブリックコメント後の素案協議）
3月	計画策定